

御殿場市民会館レジオネラ菌対策業務仕様書

1 対象場所

御殿場市民会館敷地内

設備：冷却塔2基（冷却塔No. 1・No. 2）

2 目的

冷却塔にレジオネラ菌が存在すると、ミスト中に含まれるレジオネラ菌が周辺に拡散し、近隣住民がこれを吸入すると疾病の原因となってしまうので、これを防ぐため。

3 レジオネラ菌検査

2基の冷却塔の冷却水についてレジオネラ菌検査を実施すること。市民会館は年2回、7月と8月に行うものとする。

4 その他維持管理上の措置

「建築物における衛生的環境の確保に関する法律3条の18」に基づいて実施すること。

- (1) 冷却時に供給する水を水道法第4条に規定する水道基準に適合させるため必要な措置を講ずること。
- (2) 冷却塔の使用開始時及び使用期間中は1ヶ月に1回以上、冷却塔及び冷却水の汚れの状況を点検し、必要に応じ、冷却塔の清掃及び換水等を実施するとともに、1年に1回以上、清掃及び完全換水を実施すること。また、必要に応じ殺菌剤等を冷却水に加えて微生物や藻類の繁殖を制御すること。

5 レジオネラ菌対策用薬剤納入

適切な量の冷却水系専用除菌剤（アメーバカットAZ90あるいは同等品）を購入し、年2回、冷却塔へ投入すること。

6 実施結果の報告

業務報告書は、市からの要望があった際にすぐに提出できるよう準備しておくこと。

7 その他

- (1) 1年に2回の検査でレジオネラ菌の発生が確認された場合、適正な薬剤で処理・殺菌し再度検査する。
- (2) 業務にあたり、施設・備品・その他第三者に対し、故意もしくは重大な過失によ

り損害を与えた場合は賠償の責を負う。

(3) この仕様書に疑義及び定めのない事項のあるときは、市と協議し、その都度定める。